

登録組織遵守規則

当センターの所有財産であり、許可なく、引用及び転載することを禁じます。

一般財団法人 発電設備技術検査協会

認 証 セ ン タ ー

JAPEIC-MS&PCC

1. 適用範囲

この規則は、一般財団法人発電設備技術検査協会 認証センター(以下、「JAPEIC-MS&PCC」という。)に品質マネジメントシステム及び/又は環境マネジメントシステム(以下、「マネジメントシステム」という。)を登録した組織(以下、「登録組織」という。)が遵守する事項を定める。

2. 規格への適合維持

登録組織は、適用した品質マネジメントシステム規格(JISQ9001/ISO9001)又は環境マネジメントシステム規格(JISQ14001/ISO14001)に常に適合するようマネジメントシステムを維持すること。

3. 審査の受け入れ及び是正要求への対応

- (1) 登録組織は、サーベイランス、更新審査又は再審査を受け入れ、受審のための準備を行うこと。
- (2) 登録組織は、サーベイランス、更新審査又は再審査の結果、規格要求事項に対する不適合又は本規則に基づく不適切な事項に関する是正要求等に対して、登録の維持のために適切な対応を行うこと。
- (3) 審査受審においては、説明など誠実に対応し、故意の虚偽説明を行わないこと。

4. 審査報告書について

審査報告書は、たとえその一部分であっても、第三者の誤解を招くような方法で使用しないものとする。審査報告書の所有権は、JAPEIC-MS&PCC に所属し、JAPEIC-MS&PCC の同意がない限り第三者に開示しないこと。

5. 審査登録証の使用

登録組織は、顧客等に審査登録証(付属書を含む。以下同じ)の複写を提供することができる。この場合、複写であることを明示すること。

6. 登録マーク及び JAB シンボルの使用

登録組織は、登録マーク及び JAB シンボルの使用にあたっては、「登録マーク等使用規則」(認証規則第 2 号)の最新版によること。

7. 認証の表明

- (1) 登録組織は、宣伝用資料、印刷物及びウェブサイト等で認証に言及する場合、認証範囲についてのみ認証されていることを表明すること。
- (2) 登録組織は、認証の表明を製品の包装に用いる場合、管理する手順をもたなければならない。なお、この表明は、製品、プロセス又はサービスが認証されていると誤解を招くような方法で使用してはならない。また、表明には次の事項の引用を含む必要がある。

- ① 登録組織の特定(例えば、ブランド、名称)

- ② マネジメントシステムの種類(例えば、品質、環境)及び適用される規格
- ③ 証明書を発行した認証機関

8. 認証証明の使用違反に対する処置

(1) 登録組織が前条に反する認証表明を行っている事実を、JAPEIC-MS&PCC が直接又は第三者からの通報等により間接的に認識した場合は、JAPEIC-MS&PCC は次の処置を講ずる。

- ① 是正処置
- ② 認証表明の使用禁止
- ③ 登録の取消し
- ④ 違反の公表
- ⑤ 法定処置

(2) 前項①の是正処置に必要な一切の費用等は登録組織の負担とする。

9. 苦情及び是正処置の記録の保管

登録組織は、顧客から受けたすべての苦情(EMS 登録組織にあつてはすべてのコミュニケーション)及び是正処置を記録し、サーベイランス、更新審査又は再審査等で閲覧できるように記録を維持すること。

10. マネジメントシステム等に関する変更届

登録組織は、次のような場合、速やかに書面をもって JAPEIC-MS&PCC に変更内容を通知すること。

- ① 法的、商業上、組織上の地位又は所有権
- ② 組織及び経営層(例えば、重要な管理層、意思決定又は専門業務に携わる要員)
- ③ 連絡先及び事業所
- ④ 認証されたマネジメントシステムに基づく活動の範囲
- ⑤ マネジメントシステム及びプロセスの重大な変更
- ⑥ 登録を取下げする場合

11. JAPEIC-MS&PCC への通知

登録組織は、認証の範囲と直接に関係がない場合であっても、重大な法令違反などの発生が判明した場合は、その内容を JAPEIC-MS&PCC へ通知すること。

12. 登録の取下げ、一時停止又は取消しを受けた場合の措置

登録組織は、登録の取下げ、一時停止又は取消しを受けた場合には、**認証表明の使用を全て中止し**、審査登録証を JAPEIC-MS&PCC に返却すること。

1.3. 実施

(1)改訂2版は、2006年4月1日から実施する。

なお、JAB 認定シンボル(品質マネジメントシステム)(認定プログラム名称部において「QMS Accreditation」表示)への移行期間は、今後1年後のうちにISO/IEC Guide62 に代わって認定基準となるISO/DIS17021 がISとして発行され、さらに同規格への移行期間(現時点では未定)が終了するまでの予定となります。移行期間は決定次第、連絡いたします。

(2)改訂3版は、発行日から実施する。

(3)改訂4版は、2008年4月1日から実施する。

(4)改訂5版は、発行日から実施する。

なお、従来のJAB 認定シンボル(白抜きMSがないJABのロゴ)は、2011年5月21日まで使用することができる。

(5)改訂6版は、発行日から実施する。

(6)改訂7版は、2013年7月16日から実施する。

(7)改訂8版は、2016年6月20日から実施する。

(8)改訂9版は、2018年10月3日から実施する。

(9)改訂10版は、2020年11月9日から実施する。

以上